

議第1号

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料月額に関する特例措置）

25 この条例の規定の適用を受ける職員の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料の月額は、第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（第9条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額並びに檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条の4に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

（1）1級、2級及び3級 100分の1

（2）4級及び5級 100分の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 国家公務員の給与水準を踏まえ、令和3年4月から令和4年3月までの間、給料月額を暫定的に減額する措置を適用する職員の範囲を拡充するもの

議第2号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

橿原市長 亀田 忠彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例

(橿原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 橿原市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年橿原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「診療所及び」の次に「同条例」を加え、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(がんばろう橿原！新型コロナ対策基金条例の一部改正)

第2条 がんばろう橿原！新型コロナ対策基金条例（令和2年橿原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(橿原市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 橿原市国民健康保険条例（昭和34年橿原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

（橿原市休日夜間応急診療所条例の一部改正）

第4条 橿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年橿原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について引用している条文が削除されたため、所要の改正を行うもの

議第4号

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

檀原市個人番号の利用に関する条例（平成27年檀原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号、別表第1及び別表第2中「地域支援事業」を「地域支援事業若しくは保健福祉事業」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理由 介護用品支給事業を保健福祉事業として実施することに伴い、保健福祉事業においても個人番号を利用するため、所要の改正を行うもの

議第5号

橿原市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について

橿原市部落差別の解消の推進に関する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることに鑑み、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに部落差別は許されないという認識の下に制定された部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び奈良県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年奈良県条例第40号）の趣旨を踏まえ、部落差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての人が基本的人権を享有し、かけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消し、全ての人がともに生きる社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国、県及び関係機関との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めるものとする。

る。

(調査の実施)

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権施策に関する基本計画を定めるに当たっては、第4条の責務を踏まえてこれを行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、部落差別に関する相談に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第9条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第10条 市は、国、県及び関係機関と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 部落差別の解消の推進に関する法律等に基づき、部落差別の解消に関する施策を推進するため、その基本となる事項を定める条例を制定するもの

議第6号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 介護保険運営協議会（第2条）

」

を

「

第2章 介護保険運営協議会（第2条）

第3章 保健福祉事業（第2条の2）

」

に、「第3章 保険料（第3条～第12条）」を「第4章 保険料（第3条～第12条）」に、

「第4章 罰則（第13条～第17条）」を「第5章 罰則（第13条～第17条）」に、

「

第5章 補則（第18条・第19条）

」

を

「

第6章 補則（第18条・第19条）

附則

」

に改める。

第2条第4項中「2年」を「3年」に改める。

第3条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「27, 133円」を「28, 905円」に改め、同項第2号中「32, 559円」を「34, 686円」に改め、同項第3号中「40, 699円」を「43, 358円」に改め、同項第4号中「46, 125円」を「49, 139円」に改め、同項第5号中「54, 265円」を「57, 811円」に改め、同項第6号中「65, 118円」を「69, 373円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「70, 545円」を「75, 154円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「81, 398円」を「86, 716円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「92, 251円」を「98, 278円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「94, 964円」を「104, 059円」に改め、同項第11号中「100, 390円」を「109, 840円」に改め、同項第12号中「105, 817円」を「115, 621円」に改め、同項第13号中「111, 243円」を「121, 402円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16, 280円」を「17, 343円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16, 280円」を「17, 343円」に、「27, 132円」を「28, 905円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16, 280円」を「17, 343円」に、「37, 985円」を「40, 468円」に改める。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第2条の2 市は、法第115条の49の保健福祉事業として、介護用品支給事業を行う。

2 介護用品支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則第3条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第

31号) 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、橿原市介護保険条例附則第3条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に橿原市介護保険運営協議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の橿原市介護保険条例(以下「新条例」という。)第2条第4項の規定にかかわらず、令和4年9月9日までとする。

(委員の任期の特例)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に新たに委嘱する委員の任期は、新条例第2条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(保険料率の経過措置)

第4条 新条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての新条例第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項

第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

理由 介護保険法及び同法施行令の規定による令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料額の改定、介護用品支給事業の保健福祉事業への移行等に伴い、必要の改正を行うもの

議第7号

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

橿原市指定地域密着型サービスの運営基準等を定める条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市指定地域密着型サービスの運営基準等を定める条例

橿原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年橿原市条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項、同条第4項第1号、第78条の2の2第1項第1号、同項第2号、第78条の4第1項及び同条第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「運営基準等」という。）について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（基準）

第3条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（附則を除く。）の定めるところによる。

2 前項の規定の適用に当たって必要となる技術的読替えは、市長が規則で定める。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の定員）

第4条 指定地域密着型介護老人福祉施設に係る法第78条の2第1項の条例で定める定員の数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の要件）

第5条 指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

（記録の保管）

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定地域密着型サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置等)

第2条 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定地域密着型サービスに係る運営基準等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

(市の区域外に所在する事業所の特例)

第4条 指定地域密着型サービス事業者であって、その指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地が市の区域外にあるもの（その所在地の市町村又は特別区（以下「市町村等」という。）の長から当該事業所に係る指定を受けているものに限る。）については、当該市町村等が定める運営基準等を満たしている場合に、樫原市が定める運営基準等を満たしているものとみなす。

理由 樫原市における指定地域密着型サービスの運営基準等のうち、市が独自に定めるものが明らかになるよう、運営基準等を規定する方法を改めるもの

議第 8 号

檀原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について
檀原市指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等を定める条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等を定める条例

檀原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年檀原市条例第 35 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 12 第 2 項、第 115 条の 14 第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等（以下「運営基準等」という。）について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（基準）

第 3 条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（附則を除く。）の定めるところによる。

2 前項の規定の適用に当たって必要となる技術的読替えは、市長が規則で定める。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件）

第 4 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

(記録の保管)

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、地域密着型介護予防サービス費又は特例地域密着型介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定地域密着型介護予防サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置等)

第2条 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定地域密着型介護予防サービスに係る運営基準等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

(市の区域外に所在する事業所の特例)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者であって、その指定に係る地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在地が市の区域外にあるもの（その所在地の市町村又は特別区（以下「市町村等」という。）の長から当該事業所に係る指定を受けているものに限る。）については、当該市町村等が定める運営基準等を満たしている場合に、橿原市が定める運営基準等を満たしているものとみなす。

理由 橿原市における指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等のうち、市が独自に定めるものが明らかになるよう、運営基準等を規定する方法を改めるもの

議第9号

橿原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の全部改正について

橿原市指定居宅介護支援等の運営基準等を定める条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市指定居宅介護支援等の運営基準等を定める条例

橿原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年橿原市条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等（以下「運営基準等」という。）について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（基準）

第3条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（附則を除く。）の定めるところによる。

2 前項の規定の適用に当たって必要となる技術的読替えは、市長が規則で定める。

（指定居宅介護支援事業者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（記録の保管）

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるものについて、指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援を提供した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置等)

第2条 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援に係る運営基準等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

理由 檀原市における指定居宅介護支援等の運営基準等のうち、市が独自に定めるものが明らかになるよう、運営基準等を規定する方法を改めるもの

議第10号

檀原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について

檀原市指定介護予防支援等の運営基準等を定める条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市指定介護予防支援等の運営基準等を定める条例

檀原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年檀原市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等（以下「運営基準等」という。）について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）の定めるところによる。

（基準）

第3条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（附則を除く。）の定めるところによる。

2 前項の規定の適用に当たって必要となる技術的読替えは、市長が規則で定める。

（指定介護予防支援事業者の要件）

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（記録の保管）

第5条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者は、介護予防サービス計画費又は特例介護予防サービス計画費の額の算定の基礎となる記録であつて、市長が定めるものについて、指定介護予防支援又は基準該当介護予防支援を提供した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置等)

第2条 この条例の施行の際、現に提供が完結している指定介護予防支援又は基準該当介護予防支援に係る運営基準等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

理由 橿原市における指定介護予防支援等の運営基準等のうち、市が独自に定めるものが明らかになるよう、運営基準等を規定する方法を改めるもの

議第 1 1 号

橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について

橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 1 3 年橿原市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

ごみ	家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）又は自ら搬入するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）	指定ごみ袋（容量 4 5 リットル）1 枚につき	4 7 円
			指定ごみ袋（容量 3 0 リットル）1 枚につき	3 1 円
			指定ごみ袋（容量 2 0 リットル）1 枚につき	2 2 円
		自ら搬入するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）の処分、指定ごみ袋での搬入によりがたい場合	搬入量 1 0 0 キログラム以下の部分 1 0 キログラム（1 0 キログラム未満は 1 0 キログラムとみなす。以下同じ。）につき	5 2 円
			1 0 0 キログラムを超える部分 1 0 キログラムにつき	1 0 5 円

	自ら搬入する不燃ごみ及び粗大ごみの処分	100キログラム以下の部分	無料
		100キログラムを超える部分 10キログラムにつき	105円
	事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の処分	10キログラムにつき	136円
	一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処分	10キログラムにつき	210円

」

を

「

ごみ	家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）又は自ら搬入するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）	指定ごみ袋（容量45リットル）1枚につき	47円
			指定ごみ袋（容量30リットル）1枚につき	31円
			指定ごみ袋（容量20リットル）1枚につき	22円
			指定ごみ袋（容量10リットル）1枚につき	11円
		自ら搬入するもの（不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を除く。）の処分、指定ごみ袋での搬入に	搬入量100キログラム以下の部分 10キログラム（10キログラム未満は10キログラムとみなす。以下同	52円

	よりがたい場合	じ。)につき	
		100キログラムを超える部分 10キログラムにつき	105円
	自ら搬入する不燃ごみ及び粗大ごみの処分	100キログラム以下の部分	無料
		100キログラムを超える部分 10キログラムにつき	105円
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の処分		10キログラムにつき	136円
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処分		10キログラムにつき	210円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定による指定ごみ袋の取扱店への交付及びこれに伴う手数料の徴収その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理由 市指定ごみ袋に特小の規格を新たに追加することに伴い、所要の改正を行うもの

議第 1 2 号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成 1 2 年檀原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築に係る建築物を含む。）に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査	床面積の合計	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に125,000円を加算した額
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に162,000円を加算した額
			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に194,000円を加算した額
			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に定める手数料の額に227,000円を加算した額
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき60の項に定める手数料の額に294,000円を加算した額
			備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。	

を

「

60の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築に係る建築物を含む。）に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査	床面積の合計	300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ
--	--	--------	-----------------------------	--------------------------------

了検査通知手数料	第53号)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。)に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査		ル以内のもの	の定める手数料の額に60,000円(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するもの(以下この項、63の2の項、74の2の項及び74の3の項において「工場等」という。)である場合は、17,000円)を加算した額
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に78,000円(工場等である場合は、22,000円)を加算した額
			2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に125,000円(工場等である場合は、52,000円)を加算した額
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に162,000円(工場等である場合は、77,000円)を加算した額
			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に194,000円(工場等である場合は、95,000円)を加算した額
			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に227,000円(工場等である場合は、117,000円)を加

				算した額
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき60の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に294,000円（工場等である場合は、161,000円）を加算した額
	備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項及び75の項から79の項までの備考において「増築等」という。）をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下この項、63の2の項、74の2の項、74の3の項及び75の項から79の項までの備考において同じ。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。			

」

に、

「

63の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に	床面積の合計	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に125,000円を加算した額
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に162,000円を加算した額
			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に194,000円を加算した額
			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に定める手数料の額に227,000円を加算した額
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき63の項に

	係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査		方メートルを超えるもの	定める手数料の額に294,000円を加算した額
	備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。			

を

「

63の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係る建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する検査	床面積の合計	300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に60,000円（工場等である場合は、17,000円）を加算した額
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に78,000円（工場等である場合は、22,000円）を加算した額
			2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に125,000円（工場等である場合は、52,000円）を加算した額
			5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に162,000円（工場等である場合は、77,000円）を加算した額
			10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に194,000円（工場等である場合は、95,000円）を加算した額

			25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に227,000円（工場等である場合は、117,000円）を加算した額
			50,000平方メートルを超えるもの	1件につき63の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれの定める手数料の額に294,000円（工場等である場合は、161,000円）を加算した額
備考 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。				

に、

「

71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び73の項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあつては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以	1件につき44,300円（低炭素建築物適

		上のもの	合計画である場合にあっては、6,700円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び73の項において「その他建築物」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び73の項において「誘導基準」という。）のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項におい	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

	て「その他標準審査」という。)	0平方メートル未満のもの	あつては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	1件につき450,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)

		トル未満のもの	00円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額

」

を

「

71 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(72の項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び73の項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)

			っては、6, 700円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75, 800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11, 500円）	
	床面積が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	1件につき123, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22, 400円）	
	床面積が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	1件につき206, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47, 700円）	
	床面積が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	1件につき292, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84, 000円）	
	床面積が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	1件につき571, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134, 000円）	
	床面積が25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	1件につき1, 006, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202, 000円）	
	床面積が50, 000平方メートル以上のもの	1件につき1, 844, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305, 000円）	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅（共同住宅を含む。）以外の建築物（以下この項及び73の項において「その他建築物」という。）であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び73の項において「誘導基準」という。）のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11, 500円）	
	床面積が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	1件につき297, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18, 700円）	
	床面積が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル	1件につき381, 000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29, 300円）	

		未満のもの	0円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円)
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)

		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額

」

に、

「

73 低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（74の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）

	ち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、157,400円）

		000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	00円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低		1件につき次に掲げる額を合算した額

	炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	(1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額

を

「

73 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（74の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合に

		000平方メートル未満のもの	あつては、134,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、202,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、305,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であつて誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
		床面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、18,700円)
		床面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、28

			9,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であって誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）	
	床面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）	
	床面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）	
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）	
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）	
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項に	1件につき次に掲げる		

	において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) その他標準審査又はその他モデル審査に係る手数料の額
--	--	---

に、

「

	備考 71の項から74の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積 (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）		
74の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する検査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 790,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 901,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,124,000円
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の	床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき 245,000円

	規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する検査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	ル以上5,000平方メートル未満のもの	
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円
	備考 74の2の項の床面積は建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。		
74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 236,000円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 790,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	1件につき 901,000円

		000平方メートル未満のもの	
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,124,000円
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 91,600円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 152,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円
	備考 74の3の項の床面積は、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。ただし、床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分（エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分に限る。）の床面積について算定する。		

」

を

「

	備考 71の項から74の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
--	---

	(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。） (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）		
74の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、74の3の項、75の項、77の項及び79の項において「非住宅部分」という。）であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 296,000円（工場等である場合は、34,000円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（工場等である場合は、46,000円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円（工場等である場合は、107,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円（工場等である場合は、157,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 790,000円（工場等である場合は、194,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 901,000円（工場等である場合は、239,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,124,000円（工場等である場合は、330,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は同法第13条第2項の規	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 116,000円（工場等である場合は、29,200円）

	定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき152,000円（工場等である場合は、41,000円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき245,000円（工場等である場合は、100,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき320,000円（工場等である場合は、150,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（工場等である場合は、185,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（工場等である場合は、230,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき583,000円（工場等である場合は、319,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき18,700円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,300円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき84,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき132,000円
		床面積が10,000平方メートル以上のもの	1件につき166,000円

		000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	000円
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 207,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 289,000円
	備考 この項の床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積（増築等をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）について算定する。		
74の3 建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 236,000円（工場等である場合は、25,000円）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 296,000円（工場等である場合は、34,000円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円（工場等である場合は、46,000円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円（工場等である場合は、107,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円（工場等である場合は、157,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 790,000円（工場等である場合は、194,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	1件につき 901,000円（工場等である場合は、239,000円）

		000平方メートル未満のもの	00円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 1,124,000円(工場等である場合は、330,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 91,600円(工場等である場合は、21,200円)
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 116,000円(工場等である場合は、29,200円)
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 152,000円(工場等である場合は、41,000円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円(工場等である場合は、100,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円(工場等である場合は、150,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円(工場等である場合は、185,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 450,000円(工場等である場合は、230,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円(工場等である場合は、319,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、同法第37条に規定する認定建築物	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 11,500円
		床面積が300平方メートル以	1件につき 18,700円

エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物である建築物に係る審査	上1,000平方メートル未満のもの	
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 29,300円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 132,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 166,000円
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき 207,000円
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 289,000円
備考 この項の床面積は、適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（増築等をする場合にあつて、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の2分の1について算定する。		

に、

「

75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項
----------------------------	--	--------------------	--

			に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び77の項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、77の項及び79の項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、267,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき2,004,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、534,000円)

		トル未満のもの	場合にあつては、202,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分であつて基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上適合計画である場合にあつては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の	床面積が300平方メートル未	1件につき90,800円(建築物エネルギ

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	満のもの	一消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額	

		(2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
--	--	-------------------------------

を

「

75 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び77の項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分（一戸建ての住宅を除く。以下この項、77の項及び79の項において「共同住宅」という。）に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）

		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能向上適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円）

			00円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)

		000平方メートル未満のもの	適合計画である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査		認定申請に係る全ての建築物について、次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 共同住宅審査に係る手数料の額 (3) 非住宅標準審査に係る手数料の額 (4) 非住宅モデル審査に係る手数料の額

に改める。

別表第76の項事務の欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表中「

77 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適
------------------------------	---	--------------------	--------------------------------

	条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）		合計画である場合にあつては、6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、22,400円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、47,700円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、134,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、202,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向	床面積が300	1件につき234,0

	上に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	平方メートル未満のもの	000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)

		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額

」

を

「

77 建築物エネルギー消費性	建築物のエネルギー消費性能の向	床面積が200	1件につき36,80
----------------	-----------------	---------	------------

能向上計画変更認定申請手数料	上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	平方メートル未満のもの	0円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査（以下この項において「共同住宅審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、305,000円）

	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)

の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)		円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3	1件につき次に掲げる

	6条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	額を合算した額 (1) 共同住宅審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
--	--	--

」

に改める。

別表第78の項事務の欄中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表中「

79 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては、6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅性能審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)

		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,400円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円）

		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき107,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき161,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき295,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき497,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき870,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円）

			0円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円)
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円)
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの	1件につき446,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)

		トル未満のもの	っては、207,000円
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	備考 75の項から79の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替えをする場合（次号に掲げる場合を除く。）又は建築物のエネルギーの消費性能向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積 (2) 認定を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物のエネルギーの消費性能向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）		

を

「

79 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅性能審	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項
----------------------------	--	--------------------	--

	査」という。)		に規定する登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。）である場合にあっては、6,700円)
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であつて基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅性能審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円）

		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様等審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
		床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及びロ（2）又は同号イ（3）及びロ（3）の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様等審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,400円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき107,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき161,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき295,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき497,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円）

		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき870,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円）
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円）
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円）
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円）
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円）
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円）
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円）
		床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円）
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、28

			9,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円	
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、18,700円	
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円	
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円	
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円	
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円	
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円	
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 戸建住宅性能		

		審査又は戸建住宅仕様等審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 (1) 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様等審査に係る手数料の額 (2) 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に係る手数料の額
	備考 75の項から79の項までに係る床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（第3号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（第3号に掲げる場合を除く。）又は建築物のエネルギーの消費性能向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。） (2) 建築物を増築等する場合 当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積 (3) 認定を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物のエネルギーの消費性能向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合 当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（共同住宅の共用部分の評価をしない場合は、当該共用部分の床面積を除く。）の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）	

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、省エネ性能向上計画認定、省エネ基準適合認定、適合性判定等の整備が行われたため、これらに係る手数料を規定する等、所要の改正を行うもの

議第13号

檀原市自転車駐車場条例の一部改正について

檀原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

檀原市自転車駐車場条例（昭和57年檀原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表檀原神宮西口駅前自転車駐車場の項及び檀原神宮西口駅前南自転車駐車場の項を削る。

第3条第1号中「檀原神宮西口駅前南自転車駐車場」を「真菅駅前自転車駐車場」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前の檀原神宮西口駅前自転車駐車場、檀原神宮西口駅前南自転車駐車場及び真菅駅前自転車駐車場の使用に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

理由 檀原神宮西口駅前自転車駐車場の廃止、檀原神宮西口駅前南自転車駐車場の運営の変更及び真菅駅前自転車駐車場に駐車できる自転車等の種類の変更を行うため、所要の改正を行うもの

議第 14 号

檀原市道路占用料に関する条例の一部改正について

檀原市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

檀原市道路占用料に関する条例（昭和 31 年檀原市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	年	1 平方メートル	1, 300
--------------------------------	---	----------	--------

」

を

「

法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	年	1 メートル	4
			その他のもの			13
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1 本	1, 000
		その他のもの	上空に設けるもの		1 平方メートル	650
			地下に設けるもの		1 平方メートル	390

	その他のもの		1 平方メートル	1, 3 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		年	1 平方メートル	1, 3 0 0

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理由 道路法の一部改正により、自動運行補助施設が占用許可の対象に追加されたため、
 所要の改正を行うもの

議第15号

檀原市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

檀原市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年檀原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理由 道路法の一部改正により、道路構造令で定める交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたため、所要の改正を行うもの

